

令和3年1月より「芦屋市障がい理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例」が施行されました

◆民間事業者のみなさんへ

合理的配慮提供支援助成事業を創設しました



市内に事業所をおく民間事業者が、障がいのある人に必要な合理的配慮の提供を行った場合、その費用の一部を助成する合理的配慮提供支援助成事業を令和3年1月より開始します。視覚障がいのある人のための音声コードを用いたチラシの作成や、車椅子に乗っている人がスムーズに入店できるようお店の入店時の段差解消のための簡易スロープの購入などの整備により、利用しやすい店舗等が増えていくことで、障がいのある人もない人も誰もが暮らしやすい共生のまちづくりを推進します。



助成対象者

芦屋市内において飲食・物販・医療など不特定多数のかたが利用し、障がいのある人の利用が見込まれる事業を行う民間事業者
※従業員のみが使用することを目的とするものは対象となりません。



助成額

要した費用の2分の1の額を助成します(1円未満切り捨て)。
※助成対象区分ごとに、助成上限額があります。



助成の対象となるもの

助成区分 (助成の一例)	助成限度額
■コミュニケーションツールの助成 点字メニュー 音声チラシ 	5万円
■物品の購入 筆談ボード 折り畳み式スロープ 	10万円
■改修工事の施工 手すりの設置 多機能トイレの設置 	20万円

※助成限度額に達するまで申請することができます(同一年度内の複数回の申請可能)。



申請の流れ

助成を受けるには、事前の申請が必要です。
 ※事後の申請は受付できません。ご注意ください。

1	申請	申請書等を障がい福祉課に提出してください。 ※必要書類は助成区分により異なります。
2	審査、助成金の交付決定	審査の上、助成金交付決定の可否を通知します
3	変更申請	(該当する場合のみ) 見積金額の変更、購入予定物品の変更等申請内容に変更が生じた場合、変更申請が必要です。
4	事業の実施	コミュニケーションツールの作成、物品の購入、工事を実施してください。
5	事業の完了報告	事業完了後、30 日以内に必要書類を揃えて報告してください。
6	助成金額の確定	審査の上、助成金額を確定し、通知します。
7	請求書の提出、助成金交付	請求書を提出後、助成金を交付します。



申請に必要な書類

申請書のほか下記の書類を揃えて申請してください。申請の際は、事前にご相談ください。

■コミュニケーションツールの助成	
ア 物品内訳書(様式第2号)	イ 仕様書の写し
ウ 対象経費の見積書の写し	エ その他市長が必要と認める書類
■物品の購入	
ア 物品内訳書(様式第2号)	イ 内容がわかるカタログ、仕様書の写し
ウ 対象経費の見積書の写し	エ その他市長が必要と認める書類
■改修工事の施工	
ア 工事計画書(様式第3号)	イ 工事図面の写し
ウ 対象経費の見積書の写し	エ 施行前の現況写真
オ その他市長が必要と認める書類	

申請・お問い合わせ

芦屋市役所福祉部障がい福祉課(本庁舎南館1階 15 番窓口)〒659-8501 芦屋市精道町 7 番 6 号
 電話 0797-38-2043(直通) FAX 0797-38-2160